資料　５

地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計実施規程の一部改正について

１　改正の趣旨

平成27年９月１日付けで「みらい臨床研究支援センター」の新設による組織改正に伴い、「地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計実施規程」の改正を行い、当該センターの運営に伴う資本的収入を計上するため予算科目の追加等を行う。

２　改正の概要

(1) 資本的収入（款）にその他資本的収入（節）及び委託金収入（節）を追加。

・別表２（第４条関係）

(2) 出納員及び物品出納員の所管を本部事務局から本部に変更。

・別表３（第６条関係）及び別表４（第21条関係）

３　施行日

平成27年９月１日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計実施規程　新旧対照表

改正	現行
第１条～第23条　（略） 附　則 この規程は、平成24年２月１日から施行する。 附　則 この規程は、平成25年４月１日から施行する。 附　則 この規程は、平成26年１月１日から施行する。 附　則 この規程は、平成26年12月1日から施行する。 附　則 この規程は、平成27年４月1日から施行する。 附　則 この規程は、平成27年４月1日から施行する。 附　則 この規程は、平成27年９月1日から施行する。	第１条～第23条　（略） 附　則 この規程は、平成24年２月１日から施行する。 附　則 この規程は、平成25年４月１日から施行する。 附　則 この規程は、平成26年１月１日から施行する。 附　則 この規程は、平成26年12月1日から施行する。 附　則 この規程は、平成27年４月1日から施行する。 附　則 この規程は、平成27年４月1日から施行する。

改正	現行

別表２（第４条関係）

款	項	目	節	取扱基準	備考
(略)					
資本的収入					
	(略)				
	寄附金収入				
		寄附金収入			
			寄附金収入		
	その他資本的収入				
		その他資本的収入			
			委託金収入		
			その他資本的収入		
(略)					

別表２（第４条関係）

款	項	目	節	取扱基準	備考
(略)					
資本的収入					
	(略)				
	資産見返寄附金戻入				
		資産見返寄附金戻入			
			資産見返寄附金戻入		
(略)					

改正	現行

別表３（第６条関係）

（出納員）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
本部	財務経理課長	金銭の出納及び保管を担任する所属職員のうち経理責任者が指定する職員	金銭及び有価証券の出納及び保管
病院	経営企画課長	金銭の出納及び保管を担任する所属職員のうち経理責任者が指定する職員	

別表３（第６条関係）

（出納員）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
本部事務局	財務経理課長	金銭の出納及び保管を担任する所属職員のうち経理責任者が指定する職員	金銭及び有価証券の出納及び保管
病院	経営企画課長	金銭の出納及び保管を担任する所属職員のうち経理責任者が指定する職員	

<table>
<tr><th>改正</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>
別表４（第21条関係）
（物品出納員）
<table>
<tr><th>第一欄</th><th>第二欄</th><th>第三欄</th><th>第四欄</th></tr>
<tr><td><u>本部</u></td><td>財務経理課長</td><td>物品の購入及び保管を担任する所属職員のうち経理責任者が指定する職員</td><td>物品（病院で所管するものを除く）の出納及び保管</td></tr>
<tr><td>病院</td><td>経営企画課長</td><td>経営企画課の職員のうち経理責任者が指定する職員</td><td>病院で所管する物品の出納及び保管</td></tr>
</table>
</td><td>
別表４（第21条関係）
（物品出納員）
<table>
<tr><th>第一欄</th><th>第二欄</th><th>第三欄</th><th>第四欄</th></tr>
<tr><td><u>本部事務局</u></td><td>財務経理課長</td><td>物品の購入及び保管を担任する所属職員のうち経理責任者が指定する職員</td><td>物品（病院で所管するものを除く）の出納及び保管</td></tr>
<tr><td>病院</td><td>経営企画課長</td><td>経営企画課の職員のうち経理責任者が指定する職員</td><td>病院で所管する物品の出納及び保管</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計実施規程

（趣旨）

第１条　この規程は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）に基づき、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「法人」という。）の財務及び会計の事務手続きに関し必要な事項を定める。

（事務引継）

第２条　会計規程第７条に規定する経理責任者が交替したときは、業務に支障が生じないよう円滑に事務の引継ぎを行わなければならない。

２　会計規程第20条に規定する出納員が交替したときは、速やかに、保管する現金、預金通帳等の引継ぎを行い、文書により確認しなければならない。

３　前項の引継ぎの際には、金銭等の残高の実在を検証した上、帳簿残高と照合するものとする。

（勘定科目）

第３条　会計規程第８条に規定する勘定科目は、別表１のとおりとする。

（予算科目）

第４条　会計規程第12条第５項に規定する予算科目は、別表２のとおりとする。

（随時に通貨と引き替えることができる証書の定義）

第５条　会計規程第19条第１項第１号に規定するその他随時に通貨と引き替えることができる証書は、無記名式の国債若しくは地方債又は無記名式の国債若しくは地方債の利札で、支払期日の到来したものとする。

（出納員）

第６条　出納員は、別表３の第二欄に掲げる職にある者をもって充てるものとし、その取り扱う事務の範囲は、同表の第四欄に掲げる事務とする。

２　前項の規定により出納員に充てられた者が欠けたときは、当該期間中、第三欄に掲げる職にある者をもって出納員に充てるものとする。

３　前２項の規定により出納員に充てられた者が事故のためその職務を行うことができないときは、前２項の規定にかかわらず、当該期間中、出納員を免ぜられたものとする。この場合においては、経理責任者は、臨時に出納員を任命するものとする。

（現金取扱員）

第７条　出納員は、会計規程第20条第２項の規定に基づき、現金の出納に関する事務を処理させるため、補助する職員として現金取扱員その他の職員を置くことができる。

２　現金取扱員は、現金を収納したときは、その日のうちにその内訳を記載した書類を添えて、出納員に引き継がなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、その翌日引き継ぐことができる。

（現金、預金通帳等の保管）

第８条　出納員は、現金、預金通帳、信託証書、預かり証書その他これらに準ずる証書及び取引金融機関に登録した印鑑を、厳重に保管しなければならない。

（不良債権の処理）
第９条　会計規程第27条に規定する別に定める場合とは、次の各号に該当するものをいう。
(1)　債務履行期限以降５年（当該債権の消滅時効が５年より短いときはその年数）を経過し、かつ、債務者の住所又は居所が不明であるとき。
(2)　強制執行その他債権の取立てに要する費用が当該債権の金額より多額であると認められるとき。
(3)　強制執行後なお回収不能の残額があるとき。
(4)　死亡、行方不明その他債権の取立てが著しく困難であるとき。

（収入情報の電磁的記録）
第10条　経理責任者は、収入金を収納するため、債務者の預金口座からの引き落し等を取引金融機関に依頼する場合において、あらかじめ取引金融機関との間にパソコン通信を活用して収支情報を電子データで送信する契約（以下「ファームバンキング契約等」という。）を締結している場合は、債務者名、収入請求額、その他当該契約に必要な情報を電磁的記録したものを当該取引金融機関に交付することができる。

（収入の徴収又は収納の委託）
第11条　理事長は、法人の収入の確保及び患者等の利便性の向上のために必要があると認めるときは、法人の職員以外の者にその徴収又は収納の事務を委託することができる。
２　理事長は、前項の規定により収入の徴収又は収納の事務を委託したときは、その旨を当該債務者の見えやすい方法により公表しなければならない。

（概算払）
第12条　会計規程第28条第３項に基づき概算払できる経費は、次のとおりとする。
(1)　官公署に対して支払う経費
(2)　訴訟に要する経費
(3)　旅費交通費
(4)　委託料
(5)　前号に掲げるもののほか、概算払いをしなければ契約しがたい請負その他の契約に要する経費

（概算払の精算）
第13条　経理責任者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後直ちに、概算払を受けた者に精算させなければならない。

（前払）
第14条　会計規程第28条第３項に基づき前払できる経費は、次のとおりとする。
(1)　官公署に対して支払う経費
(2)　委託料
(3)　前金で支払をしなければ契約し難い請負、買入れ又は借入れに要する経費
(4)　土地又は家屋の買収又は収用によりその移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転料
(5)　定期刊行物の代価、日本放送協会に対し支払う受信料
(6)　外国で研究又は調査に従事する者に支払う経費
(7)　旅費交通費

(8)　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第 184号）第５条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費
(9)　前金で支払をしなければ契約し難い研究、調査等の委託に要する経費
(10)　敷金
(11)　保険料
２　前項に規定するもののほか、業務の運営上特に必要があるときは、理事長の承認を受けて前払をすることができる。
３　前２項により前払を行う場合において、翌年度以降に係る経費の支払を行うことはできない。ただし、第１項第１号、第５号、第７号及び第11号に係る経費を支払う場合については、この限りでない。

（部分払）
第15条　会計規程第28条第３項に基づき、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入れ契約に係る既納部分に対し、その契約により完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要があるときは、その既済部分又はその既納部分の代価の範囲内で部分払をすることができる。

（支出の事務の委託）
第16条　理事長は、事務の効率化及び患者等の利便性の向上のために必要があると認めるときは、法人の職員以外の者に法人の債務の支出の事務を委託することができる。

（支出事務委託資金の精算）
第17条　前条の規定により、支出事務の委託を受けた者は、受託期間が終了した日から直ちに、精算報告書を作成し、領収書その他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）を添えて理事長に提出するものとする。

（支出証拠書類の取扱い）
第18条　証拠書類の取扱いについては、次の事項に留意しなければならない。
(1)　証拠書類は、原本に限る。ただし、原本によりがたいときは、原本証明をしたものをもってこれに代えることができる。
(2)　原則として取引１件ごとに契約書、請求書その他の関係書類に基づいて作成し、勘定科目、金額その他取引の内容を明らかにした事項及び予算科目を明りょうに記載すること。
(3)　領収書の住所、氏名及び印鑑を請求書と照合し確認を行うこと。ただし、受領者が外国人であるときは、受領者の署名をもって押印に代えることができる。

（証拠書類の保管）
第19条　経理責任者は、日付順、番号順に編さんして証拠書類を保管しなければならない。

（支払情報の電磁的記録）
第20条　経理責任者は、支出金の支払いのためファームバンキング契約等を締結している場合は、債権者名、支払金額、その他当該契約に必要な情報を電磁的記録したものを取引金融機関に交付することができる。

（物品出納員）
第21条　物品出納員は、別表４の第二欄に掲げる職にある者をもって充てるものとし、その取り扱う

事務の範囲は、同表の第四欄に掲げる事務とする。
２　前項の規定により物品出納員に充てられた者が欠けたときは、当該期間中、別表４の第三欄に掲げる職にある者をもって物品出納員に充てるものとする。
３　前２項の規定により物品出納員に充てられた者が事故のためその職務を行うことができないときは、当該期間中、物品出納員を免ぜられたものとする。この場合においては、経理責任者は、臨時に物品出納員を任命するものとする。

（端数計算）
第22条　債権又は債務の金額の端数計算は、原則として国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）に規定する計算方法により処理するものとする。
２　物品及び不動産の価格算定の際に生じた円未満の端数は、１計算ごとに四捨五入して計算するものとする。
３　減価償却の計算上生じた円未満の端数は、１計算ごとに切り捨てして計算するものとする。

（雑則）
第23条　この規程及び他の会計に関する規程に定めるものの他、法人の財務、会計の実施に必要な事項及びこの規程に基く手続若しくはこの規定に基いて作成する書類の記載事項その他この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則
１　この規程は、平成22年４月１日から施行する。
２　病院に配置される出納員については、領収書その他の書類を債務者に交付する場合において、法人成立前に作成したこれらの書類等が残存する間、成立前の名称である経理単位名を付した会計出納員の名称を用いることができるものとする。

附　則
この規程は、平成24年２月１日から施行する。

附　則
この規程は、平成25年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、平成26年１月１日から施行する。

附　則
この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附　則
この規程は、平成27年４月1日から施行する。

附　則
この規程は、平成27年９月1日から施行する。

別表１（第３条関係）
貸借対照表

大分類	中分類(款)	小分類(項)	勘定科目(目)	細目(節)
資産	固定資産	有形固定資産	土地	
			建物	建物
				建物（資産除去債務）
				建物附属設備
			構築物	
			器械備品	購入資産
				購入資産（資産除去債務）
				リース資産
			車両	購入資産
				リース資産
			放射性同位元素	放射線同位元素
				放射線同位元素（資産除去債務）
			その他の有形固定資産	購入資産
				リース資産
			建設仮勘定	
			建物減価償却累計額	建物減価償却累計額
				建物減価償却累計額（資産除去債務）
				建物附属設備減価償却費
			構築物減価償却累計額	
			器械備品減価償却累計額	器械備品（購入資産）減価償却累計額
				器械備品（購入資産）減価償却累計額（資産除去債務）
				器械備品（リース資産）減価償却累計額
			車両減価償却累計額	車両（購入資産）減価償却累計額
				車両（リース資産）減価償却累計額
			放射性同位元素減価償却累計額	放射性同位元素減価償却累計額
				放射性同位元素減価償却累計額（資産除去債務）
			その他の有形固定資産減価償却累計額	その他有形固定資産（購入資産）減価償却累計額
				その他有形固定資産（リース資産）減価償却累計額
		無形固定資産	借地権	
			地上権	
			ソフトウェア	
			ソフトウェア仮勘定	
			特許権	
			特許権仮勘定	
			電話加入権	
			その他の無形固定資産	
		投資その他の資産	投資有価証券	
			破産更生債権等	
			貸倒引当金(破産更生債権等)	
			長期前払費用	
			長期前払消費税	
			長期定期預金	
			その他長期性預金	
			修学資金貸付金	
			その他投資資産	
	流動資産	流動資産	現金及び預金	現金
				小口現金
				現金過不足
				普通預金
				当座預金
				通知預金
				定期預金
				別段預金
				郵便貯金
				銀行仮勘定
			保管有価証券	
			保管受取手形	
			有価証券	
			医業未収金 貸倒引当金（医業未収金）	医業未収金
			未収金	医業外未収金
				その他未収金
				還付消費税及び地方消費税未収金
			貸倒引当金（未収金）	
			医薬品	薬品
			診療材料	診療材料
			貯蔵品	給食材料
				医療消耗品
				消耗備品
				燃料
				その他貯蔵品
			前渡金	
			前払費用	前払保険料
				前払利息
				その他前払費用
			前払消費税及び地方消費税	前払消費税及び地方消費税
			未収収益	未収利息
				その他未収収益
			短期貸付金	
			貸倒引当金（短期貸付金）	
			役員・職員短期貸付金	
			本部短期貸付金	

大分類	中分類(款)	小分類(項)	勘定科目(目)	細目(節)
			施設短期貸付金	足柄上病院
				こども医療センター
				精神医療センター
				がんセンター
				循環器呼吸器病センター
			仮払金	
			固定資産取得仮勘定	
			仮払消費税及び地方消費税	仮払消費税及び地方消費税
				仮払消費税等(手入力用)
				仮払消費税（事業領域調整）
			立替金	職員立替金
				その他立替金
			その他の流動資産	
負債	固定負債	固定負債	資産見返負債	資産見返運営費負担金
				資産見返運営費交付金
				資産見返特定施設費
				資産見返補助金等
				資産見返工事負担金等
				資産見返寄付金
				資産見返物品受贈額
				建設仮勘定見返運営費負担金
				建設仮勘定見返運営費交付金
				建設仮勘定見返特定施設費
				建設仮勘定見返補助金等
				建設仮勘定見返工事負担金等
			長期預り補助金等	
			長期預り工事負担金等	
			長期寄付金債務	
			長期借入金	
			本部長期借入金	
			施設長期借入金	
			移行前地方債償還債務	
			引当金	退職給付引当金
				役員退職給与引当金
				環境対策引当金
				修繕引当金
			長期未払金	
			長期リース債務	
			本部施設間勘定	
			内部振替勘定	
			施設間仮勘定	
			資産除去債務	
			その他固定負債	
	流動負債	流動負債	運営費負担金債務	
			運営費交付金債務	
			預り特定施設費	
			預り補助金等	
			預り工事負担金等	
			寄付金債務	
			本部短期借入金	
			施設短期借入金	足柄上病院
				こども医療センター
				精神医療センター
				がんセンター
				循環器呼吸器病センター
			一年以内返済予定移行前地方債債務	
			一年以内返済予定長期借入金	
			一年以内返済予定施設長期借入金	
			一年以内返済予定本部長期借入金	
			未払金	医業未払金
				未払金
				その他未払金
			一年以内支払予定リース債務	
			未払費用	
			未払消費税及び地方消費税	最終納付にかかる未払消費税及び地方消費税
				中間納付にかかる未払消費税及び地方消費税
			前受金	医業前受金
				医業外前受金
				その他前受金
			預り金	預り金
				預り契約保証金
				預り有価証券
			前受収益	
			引当金	賞与引当金
			仮受金	
			仮受消費税及び地方消費税	仮受消費税及び地方消費税
				仮受消費税等(手入力用)
				仮受消費税（事業領域調整）
			その他流動負債	
資本	資本金	資本金	設立団体出資金	
	資本剰余金	資本剰余金	資本剰余金	資本剰余金(特定施設費)
				資本剰余金(運営交付金)
				資本剰余金(運営負担金)
				資本剰余金(補助金等)
				資本剰余金(工事負担金等)
				資本剰余金(寄付金)
				資本剰余金（設立団体からの譲与）
				資本剰余金(振替仮)
				資本剰余金(その他)

大分類	中分類(款)	小分類(項)	勘定科目(目)	細目(節)
			損益外減価償却累計額	（建物）
				（構築物）
				(器械備品)
				(車両)
				(放射性同位元素)
				(その他有形固定資産)
				(ソフトウェア)
				（電気供給施設利用権）
				(特許権)
				(その他無形固定資産)
	利益剰余金	利益剰余金	前期中期目標期間繰越積立金	
			目的積立金	
			積立金	
			当期未処分利益	
			前期繰越利益	
	その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金	
	移行時調整勘定	移行時調整勘定	移行仮勘定	

損益計算書

大分類	中分類(款)	小分類(項)	勘定科目(目)	細目(節)
	営業収益	医業収益	入院収益	入院収益
			外来収益	外来収益
			児童福祉施設収益	児童福祉施設入所収益 児童福祉施設事業収益 その他児童福祉施設事業収益
			その他医業収益	室料差額収益 公衆衛生活動収益 医療相談収益 受託検査施設利用収益 その他医業収益
		補助金等収益	補助金等収益	国庫補助金 県費補助金 その他補助金等
		運営費負担金収益	運営費負担金収益	運営費負担金収益
		資産見返負債戻入	資産見返運営費負担金戻入 資産見返補助金戻入 資産見返寄付金戻入 資産見返物品受贈額戻入	
	営業費用	医業費用	給与費	給料 手当 賞与 賞与引当金繰入額 報酬 賃金 法定福利費 退職給付費用 退職給付引当金繰入額 法定福利費
			材料費	薬品費 診療材料費 たな卸資産減耗費 給食材料費 医療消耗備品費
			経費	厚生福利費 報償費 旅費交通費 職員被服費 消耗品費 光熱水費 燃料費 印刷製本費 食糧費 消耗備品費 修繕費 保険料 通信運搬費 賃借料 委託料 交際費 医業貸倒損失 貸倒引当金繰入額 租税公課 諸会費 雑費
			減価償却費	建物減価償却費 構築物減価償却費 器械備品減価償却費 車両減価償却費 放射性同位元素減価償却費 その他有形固定資産減価償却費 無形固定資産減価償却費
			研究研修費	給料 手当 賞与 賞与引当金繰入額 賃金 法定福利費 研究研修材料費 謝金 図書費 旅費交通費 消耗備品費 研究研修雑費
			児童福祉施設費	給料 手当等 賞与 賞与引当金繰入額 報酬

大分類	中分類(款)	小分類(項)	勘定科目(目)	細目(節)
				賃金 法定福利費 退職給付費用 退職給付引当金繰入額 薬品費 診療材料費 給食材料費 医療消耗備品費 厚生福利費 報償費 旅費交通費 職員被服費 消耗品費 光熱水費 燃料費 印刷製本費 食糧費 消耗備品費 修繕費 保険料 通信運搬費 賃借料 委託料 減価償却費 たな卸資産減耗費 諸会費 雑費
		一般管理費	給与費	給料 手当等 賞与 賞与引当金繰入額 役員報酬 報酬 賃金 法定福利費 退職給付費用 退職給付引当金繰入額
			経費	厚生福利費 報償費 旅費交通費 職員被服費 消耗品費 光熱水費 燃料費 印刷製本費 食糧費 消耗備品費 修繕費 保険料 通信運搬費 賃借料 委託料 交際費 諸会費 雑費
			減価償却費	建物減価償却費 構築物減価償却費 器械備品減価償却費 車両減価償却費 その他有形固定資産減価償却費
		寄附金支出	研究研修費 事業費 その他寄附金支出	
		控除対象外消費税	控除対象外消費税	控除対象外消費税 資産取得に係る控除対象外消費税償却
	営業外収益	受取利息及び配当金	受取利息及び配当金	
		運営費負担金収益	運営費負担金収益	
		資産見返負債戻入	資産見返運営費負担金戻入 資産見返補助金戻入 資産見返寄附金戻入 資産見返物品受贈戻入	
		患者外給食収益	患者外給食収益	
		有価証券売却益	有価証券売却益	

大分類	中分類(款)	小分類(項)	勘定科目(目)	細目(節)
		不用品売却収益	不用品売却収益	
		寄附金収益	寄附金収益	
		消費税還付金	消費税還付金	
		その他営業外収益	その他営業外収益	
	営業外費用	支払利息及び取扱諸費	支払利息及び取扱諸費	支払利息 児童福祉支払利息 手数料 一時借入金利息
		患者外給食費	患者外給食費	患者外給食費
		医業外貸倒損失	医業外貸倒損失	医業外貸倒損失
		医業外貸倒引当金繰入額	医業外貸倒引当金繰入額	医業外貸倒引当金繰入額
		雑支出	雑支出	雑支出
		控除対象外消費税	控除対象外消費税	控除対象外消費税 資産取得に係る控除対象外消費税償却
		消費税	消費税	消費税
	臨時利益	固定資産売却益	固定資産売却益	固定資産売却益
		過年度損益修正益	過年度損益修正益	過年度損益修正益
		その他臨時利益	その他臨時利益	その他臨時利益
	臨時損失	固定資産売却損	固定資産売却損	固定資産売却損
		固定資産除却損	固定資産除却損	固定資産除却損
		過年度損益修正損	過年度損益修正損	過年度損益修正損
		その他臨時損失	その他臨時損失	その他臨時損失

別表２（第４条関係）

款	項	目	節	取扱基準	備考
営業収益					
	医業収益				
		入院収益			
			入院収益		
		外来収益			
			外来収益		
		児童福祉施設収益			こども医療センターの肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設に係る収益
			児童福祉施設入所収益		入所医療に係る収益
			児童福祉施設事業収益		事業費に係る収益
			その他児童福祉施設事業収益		
		その他医業収益			
			室料差額収益		
			公衆衛生活動収益		各種の集団健康診断、予防接種等公衆衛生活動等に係る収益
			医療相談収益		人間ドック収益、個別的健康診断料等
			受託検査施設利用収益		受託検査料収益、医療設備器械を他の医療機関に利用させた場合の収益等
			その他医業収益		(1) 消毒料、洗濯料、乗物使用料、文書料等 (2) 上記の科目に属さない医業収益　注　期中整理の困難なものは、決算の際において整理すること。
	補助金等収益				
		補助金等収益			国庫補助金、県補助金及び他会計補助金に区分する。
			国庫補助金		
			県補助金		
			その他補助金等		
	寄附金収益				
		寄附金収益			
			寄附金収益		
	運営費負担金収益				
		運営費負担金収益			
			運営費負担金収益		
	資産見返負債戻入				
		資産見返負債戻入			営業収益に係る運営費負担金、補助金、寄附金、物品受贈分の減価償却費
			資産見返運営費負担金戻入	営業費用の減価償却費のうち、運営費負担金を財源として取得した部分の減価償却費相当額を収益に戻し入れる。	
			資産見返補助金戻入	営業費用の減価償却費のうち、補助金を財源として取得した部分の減価償却費相当額を収益に戻し入れる。	
			資産見返寄附金戻入	営業費用の減価償却費のうち、寄付金を財源として取得した部分の減価償却費相当額を収益に戻し入れる。	
			資産見返物品受贈戻入	営業費用の減価償却費のうち、受贈を受けた資産に係る減価償却費相当額を収益に戻しいれる。	
営業外収益					金融及び財務活動に伴う収益その他の主たる医業活動以外の原因から生ずる収益
	受取利息及び配当金				
		受取利息及び配当金			
	運営費負担金収益				
		運営費負担金収益			
	資産見返負債戻入				
		資産見返負債戻入			営業外収益に係る運営費負担金、補助金、寄附金、物品受贈分の減価償却費
			資産見返運営費負担金戻入	営業外費用の減価償却費のうち、運営費負担金を財源として取得した部分の減価償却費相当額を収益に戻し入れる。	
			資産見返補助金戻入	営業外費用の減価償却費のうち、補助金を財源として取得した部分の減価償却費相当額を収益に戻し入れる。	
			資産見返寄附金戻入	営業外費用の減価償却費のうち、寄付金を財源として取得した部分の減価償却費相当額を収益に戻し入れる。	
			資産見返物品受贈戻入	営業外費用の減価償却費のうち、受贈を受けた資産に係る減価償却費相当額を収益に戻しいれる。	
	患者外給食収益				
		患者外給食収益			職員、付添人等の給食に係る収益
	有価証券売却益				
		有価証券売却益			
	不用品売却収益				
		不用品売却収益			
	消費税還付金				
		消費税還付金		過年度の消費税等の還付金	
	その他営業外収益				
		その他営業外収益			公舎使用料、土地貸付料、生産物収益等
臨時利益					
	固定資産売却収益				
		固定資産売却収益			固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える場合の当該超える金額
	過年度損益修正益				
		過年度損益修正益			前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの
	その他臨時利益				
		その他臨時利益			
営業費用					
	医業費用				
		給与費			
			給料	法人職員及び契約職員に支給する給料。（児童福祉施設及び本部に係るものを除く）	職員給その他の給料

款	項	目	節	取扱基準	備考
			手当等	法人職員及び契約職員に支給する手当等。（児童福祉施設及び本部に係るものを除く）	管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当等
			賞与	法人職員及び契約職員に支給する賞与（児童福祉施設及び本部に係るもの及び賞与引当金取崩しにより支給する部分を除く）。	期末手当、勤勉手当
			賞与引当金繰入額	翌年度に支払う賞与のうち、基準日後から年度末迄の間の期間に相当する部分を賞与引当金に繰り入れるもの（児童福祉施設及び本部の職員に係るものを除く）	12月から年度末までの4月分を繰り入れる。（当該年度末に迄に退職する者に係る部分を除く）
			報酬	非常勤職員に対する給料及び手当等（児童福祉施設及び本部の職員に係るものを除く）。	非常勤職員に対し支給する。
			賃金	短期非常勤職員に対する給料及び手当等（児童福祉施設及び本部の職員に係るものを除く）。	勤労の対価として支給するもののうち給料手当及び報酬を除くものを整理する。
			法定福利費	地方職員共済組合に対する負担金、社会保険料、地方公務員災害補償基金に対する負担金等。（児童福祉施設及び本部の職員に係るものを除く）	法令の定めるところにより職員の福利厚生のために負担しなければならない費用
			退職給付費用	退職給付引当金の対象とならない職員への退職金支払額（児童福祉施設及び本部の職員に係るものを除く）	
			退職給付引当金繰入額	当該年度に退職給付引当金に繰入れるべき額（児童福祉施設及び本部の職員に係るものを除く）	
		材料費			
			薬品費	１　内服用薬品（白糖を含む）、注射用薬品（血液、プラスマを含む。）、外用薬品、検査用薬品等で医療行為に使用されるものの費用。　血清及び気付薬として使用される赤酒（ブドー酒）もこの節に含める。酸素、笑気ガスは含まないものとする。２　放射性同位元素（ただし、薬価基準で認められたものに限る。	１　管理部門、給食部門等で、衛生管理上使用されるアルコール、防虫菌等の費用は、経費、消耗品費に整理する。また防疫上必要な薬品も同様とする。２　研究上必要な薬品の費用は、研究研修費、研究研修材料費で整理する。
			診療材料費	１　診療の用に供する診療用材料費として直接消費するものの費用。　例各種フイルム、脳波計記録用紙、心電計用紙、包帯、ガーゼ、　脱脂綿、縫合糸、氷、油紙、青梅綿、酸素、笑気ガス、ギプス粉、歯科用材料、薬包紙、薬袋、フィルム袋、検査用紙、診察録、処方箋、注射箋、処置箋、手術票、食事箋等　２　診療の用に供する診療用具、検査用具等であって、２万円未満のもの及び価格にかかわらず耐用年数が１年未満のもので、ガラス製品、陶磁器等の破損しやすいものの購入費用。　例　注射器、体温計、ビーカー等　３　精神科作業療法又は精神科デイ・ケアの認可施設で行う作業療法のうち診療報酬請求額の対象となる作業療法の用に供する材料として直接消費するものの費用又は用具であって、２万円未満のもの及び価格にかかわらず耐用年数が１年未満のもので、ガラス製品、陶磁器等の破損しやすいものの購入費用。４　半減期が１年未満の放射性同位元素の費用（薬価基準で認められたものを除く。）。	患者用シーツ、包布等の補修材料費は、この節に含める。
			給食材料費	１　患者の給食の用に供する患者給食のため消費する食品の費用。２　患者の給食の用に供する患者給食用具な　どであって、２万円未満のもの及び価格にかかわらず耐用年数が１年未満のもので、ガラス製品、陶磁器等の破損しやすいものの購入費用。 例（1）食器類－茶わん、さら、はし、膳等 (2）容器類－調味入、はし立て等　　(3）調理用具類－すりばち、ほう丁等　　(4）雑品類－食品洗剤、たわし、ふきん等	患者給食のため消費する食品の費用及び患者給食用の消耗品費　　給食用の用紙類は、経費の消耗品費で整理する。
			医療消耗備品費	１　診療用具（患者の用に供するものを含む。）、患者給食用具などであって２万円以上10万円未満のものでかつ耐用年数が１年以上のものの購入費用。 例　聴診器、定量計、比重計、身長計、体重計、血圧計、鉗子類、診療台、診療机、実験台、薬品戸棚、診療用椅子、患者用ベッド、食缶、ナベ、天火類等　２　精神科作業療法又は精神科デイ・ケアの認可施設で行う作業療法のうち診療報酬請求額の対象となる作業療法の用に供する用具類であって、２万円以上10万円未満のものでかつ耐用年数が１年以上のものの購入費用。	診療用及び患者給食用の消耗備品費
			たな卸資産減耗費	貯蔵品の品質低下、変質等による減耗損。	貯蔵品の損傷、変質等による減耗費
		経費			
			厚生福利費	職員に対する法定外福利費　例　職員の健康診断料、フィルムバッチ委　　託料等	職員に対する厚生福利費で法定福利費に該当するもの以外のもの
			報償費	報償金、謝礼金等。　例　手術執刀医師、麻酔器操作医師等に対する謝礼金、患者作業報償金等。	講習会、研究会等の講師謝礼及び受託研究の被験者の負担を軽減するための経費は、研究研修費の謝金に整理する。
			旅費交通費	職員が出張した場合に支払う旅費（児童福祉施設の職員及び本部の役職員に係るものを除く）	研究研修のために要する旅費は、研究研修費、旅費交通費に整理する。
			職員被服費	職員被服貸与規程に基づいて貸与する被服の購入費用。	職員に支給又は貸与する白衣、作業衣等の購入費
			消耗品費	事務用、管理用に使用するものであって、２万円未満のもの及び価格にかかわらず耐用年数が１年未満のもので、ガラス製品、陶磁器等の破損しやすいものの購入費用。　例　文具類、新聞雑誌類、各種年鑑、庁用消耗機器、（清掃用品、電気用品、汽缶用品、洗たく用品等）、用紙類（事務用、会計カード等）、衛生管理用品（手洗いの石けん、クレゾール等）、補修材料、患者作業療法に用いる作業治療用材料及び用具	事務用及び管理用に属する物　　の購入費 患者作業療法に用いる作業治療用材料及び用具のうち診療材料費に整理するものは除く。
			光熱水費	電気料、水道料、下水道料、ガス使用料。	
			燃料費	暖房用、炊事用、自動車用等の燃料の購入費用。	自動車用オイルは、消耗品費で整理する。
			印刷製本費	入院案内、病院概要、監査資料等の印刷費、カルテ、雑誌等の製本費、写真現像、引伸等の費用。	
			食糧費	各種会議用等の費用。	
			消耗備品費	事務用、管理用に使用する用具等であって、２万円以上10万円未満でかつ耐用年数１年以上のものの購入費用。　例　机、椅子、職員用食卓、応接セット、事務管理用の図書、消化器、患者作業療法に用いる作業治療用用具等	事務用及び管理用に属する物　　の購入費 １　耐用年数が１年以上のものであっても消耗品に区分されるものは除く。２　患者作業療法に用いる作業治療用用具のうち、医療消耗備品費に整理するものは除く。

款	項	目	節	取扱基準	備考
			修繕費	１　固定資産等の維持に必要な費用で、耐用年数を増加することなく通常の利用条件を維持するために要した費用。　例　車両のタイヤ交換代、各種備品の部分取替補修、レントゲン管球の交替等。２　シーツの洗たく代。	固定資産等の維持に必要な費用　　取得価額に含まれていない予備タイヤの購入費用は、消耗品費に整理する。
			保険料	火災保険料等。	
			通信運搬費	電信電話料、郵便料等。	
			賃借料	土地、家屋、会場等の使用料及び借上料（会場の借上げをした場合に使用した通話料を含む。）、映画フィルム借上料、寝具借上料、有料道路通行料、ラジオ・テレビ受信料、駐車場使用料、自動車借上料等。	土地及び建物の賃借料、設備及び器械の使用料等
			委託料	委託した業務の対価として支払う費用。　例　清掃委託料、じん芥処理委託料、エレベーター、リフト保守委託料、患者慰安映画委託料その他各種機械の保守委託料、検査委託料等	委託した業務の対価として支払われる費用措置入院患者の他医療機関への診療委託の費用もこの節に含める。
			交際費	租税特別措置法第61条の４第3項に定める交際費に該当するもの	
			医業貸倒損失	貸倒れた金額のうち貸倒引当金の対象になっていないもの	診療報酬等医業に係る未収金に係る貸倒損失。
			貸倒引当金繰入額	年度末における貸倒引当金の額に不足がある場合に不足額を繰入れるもの	
			租税公課	固定資産税等の法人が納付する税（消費税及び地方消費税を除く）等	
			諸会費	各種団体等に対する会費、負担金、入会金等。	各種団体等に対する会費
			雑費	各種手数料、広告料及び上記の各節に属さない費用。	前記の科目に属さない費用
		減価償却費			
			建物減価償却費		
			構築物減価償却費		
			器械備品減価償却費		
			車両減価償却費		
			放射性同位元素減価償却費		
			その他有形資産減価償却費		
			無形固定資産減価償却費		
		研修研究費			
			給料		
			手当等		
			賞与		
			賞与引当金繰入額		
			報酬		
			賃金	受託研究の事務を補助するために日々雇用される臨時職員に対して支給するもの。	
			法定福利費		
			研究研修材料費	１　研究用として直接消費するものの費用。　例　動物、レントゲンフィルム、カラーフィルム、試薬等の購入費用２　研究用具などであって、２万円未満のもの及び価格にかかわらず耐用年数が１年未満のもので、ガラス製品、陶磁器等の破損しやすいものの購入費用。　例　各種ゲージ、メス、注射針	
			謝金	研修のため招へいした講師に対する謝礼金、解剖医師に対する謝礼金等。	講師謝礼金等
			図書費	研究、研修用図書（雑誌を含む。）の購入費用。	事務管理用は除く。
			旅費交通費	各種学会、研修会等の旅費。	学会及び講習会出席等の旅費
			消耗備品費	受託研究用として直接必要な用具等であって、２万円以上でかつ耐用年数１年以上のものの購入費用。	受託研究用として直接必要な用具等の購入費用
			研究研修雑費	研究、研修に伴う印刷代、各種用紙代、文具代、その他上記の各節に属さない費用。	印刷費、研修会費等で前記の科目に属さない費用
		児童福祉施設費			
			給料	児童福祉施設に係る法人職員及び契約職員に支給する給料。	
			手当等	児童福祉施設に係る法人職員及び契約職員に支給する手当等。	
			賞与	児童福祉施設に係る法人職員及び契約職員に支給する賞与（賞与引当金取崩しにより支給する部分を除く）。	
			賞与引当金繰入額	児童福祉施設に係る翌年度に支払う賞与のうち、基準日後から年度末迄の間の期間に相当する部分を賞与引当金に繰り入れるもの	
			報酬	児童福祉施設に係る非常勤職員に対する給料及び手当等	
			賃金	児童福祉施設に係る短期非常勤職員に対する給料及び手当等	
			法定福利費	児童福祉施設に係る地方職員共済組合に対する負担金、社会保険料、地方公務員災害補償基金に対する負担金等。	法令の定めるところにより職員の福利厚生のために負担しなければならない費用
			退職給付費用	児童福祉施設に係る退職給付引当金の対象とならない職員への退職金支払額	
			退職給付引当金繰入額	児童福祉施設に係る当該年度に退職給付引当金に繰入れるべき額	
			薬品費		
			診療材料費		
			給食材料費		
			医療消耗備品費		
			厚生福利費		
			報償費		
			旅費交通費		
			職員被服費		
			消耗品費		
			光熱水費		
			燃料費		
			印刷製本費		
			食糧費		
			消耗備品費		
			修繕費		
			保険料		
			通信運搬費		

款	項	目	節	取扱基準	備考
			賃借料		
			委託料		
			減価償却費	児童福祉施設に係る建物、構築物、器械備品等の固定資産の減価償却費。	
			たな卸資産減耗費	児童福祉施設に係る貯蔵品の品質低下、変質等によるたな卸資産の減耗損を整理する。	
			諸会費		
			雑費		
	一般管理費				機構本部に関する経費
		給与費			
			給料	本部に係る法人職員及び契約職員に支給する給料。	
			手当等	本部に係る法人職員及び契約職員に支給する手当等。	
			賞与	本部に係る法人職員及び契約職員に支給する賞与（賞与引当金取崩しにより支給する部分を除く）。	
			賞与引当金繰入額	本部に係る翌年度に支払う賞与のうち、基準日後から年度末迄の間の期間に相当する部分を賞与引当金に繰り入れるもの	
			役員報酬		役員報酬規程に基づく理事長、副理事長、理事、監事に対する報酬。
			報酬	本部に係る非常勤職員に対する給料及び手当等	
			賃金	本部に係る短期非常勤職員に対する給料及び手当等	
			法定福利費	本部に係る地方職員共済組合に対する負担金、社会保険料、地方公務員災害補償基金に対する負担金等。	法令の定めるところにより職員の福利厚生のために負担しなければならない費用
			退職給付費用	本部に係る退職給付引当金の対象とならない職員への退職金支払額	
			退職給付引当金繰入額	本部に係る当該年度に退職給付引当金に繰入れるべき額	
			役員退職給与引当金繰入額	当該年度に役員退職給与引当金に繰入れるべき額	
		経費			
			厚生福利費		
			報償費		
			旅費交通費		
			職員被服費		
			消耗品費		
			光熱水費		
			燃料費		
			印刷製本費		
			食糧費		
			消耗備品費		
			修繕費		
			保険料		
			通信運搬費		
			賃借料		
			委託料		
			交際費		
			諸会費		
			雑費		
		減価償却費			
			建物減価償却費		
			構築物減価償却費		
			器械備品減価償却費		
			車両減価償却費		
			その他有形固定資産減価償却費		
			無形固定資産減価償却費		
	寄附金支出				
			研究研修費		
			事業費		
			その他寄附金支出		
	控除対象外消費税				
		控除対象外消費税			
			控除対象外消費税		
			資産取得に係る控除対象外消費税償却		
営業外費用					
	支払利息及び取扱諸費				
		支払利息及び取扱諸費			
			支払利息		
			児童福祉支払利息		
			手数料		
			一時借入金利息		
	患者外給食費				
		患者外給食費			
			患者外給食費	職員、付添人、実習生等、患者以外の者の給食材料費	職員、付添人等の給食材料費
	営業外貸倒損失				
		営業外貸倒損失			
			営業外貸倒損失		
	営業外貸倒引当金繰入額				
		営業外貸倒引当金繰入額			
			営業外貸倒引当金繰入額		
	雑支出				
		雑支出			
			雑支出		
	控除対象外消費税				
		控除対象外消費税			

款	項	目	節	取扱基準	備考
			控除対象外消費税		
	消費税				
		消費税			
			消費税		
臨時損失					
	臨時損失				
		固定資産売却損			
			固定資産売却損	固定資産の売却価格が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額。	固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する場合の当該不足する金額
		固定資産除却損			
			固定資産除却損	固定資産の除却損及び除却工事費。	資産価値のある固定資産の廃棄処分による損及び撤去費
		過年度損益修正損			
			過年度損益修正損	前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの。	前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
		その他臨時損失			
			その他臨時損失		
資本的収入					
	長期借入金				
		長期借入金			
			長期借入金		
	運営費負担金収入				
		運営費負担金収入			
			運営費負担金収入		建設又は改良等に要する資金に充てるため設立団体から出資の目的をもって繰り入れられたもの
	補助金等収入				
		補助金等収入			
			補助金等収入		
	寄附金収入				
		寄附金収入			
			寄附金収入		
	その他資本的収入				
		その他基本的収入			
			委託金収入		
			その他基本的収入		
資本的支出					
	建設改良費				
		病院建築費			
			増改築工事費		
			委託料		
			雑費		施設利用権等
		資産購入費			
			備品購入費		医療機器、事務用器械備品の購入費
			その他資産購入費		車両の購入費、電話加入権の取得費等
		寄附金支出			
			備品購入費		
			その他寄附金支出		
	地方債償還金				
		償還金			病院債の元金の償還金
			移行前地方債債務償還金		
			長期借入金償還金		

別表３（第６条関係）
（出納員）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
本部	財務経理課長	金銭の出納及び保管を担任する所属職員のうち経理責任者が指定する職員	金銭及び有価証券の出納及び保管
病院	経営企画課長	金銭の出納及び保管を担任する所属職員のうち経理責任者が指定する職員	

別表４（第21条関係）
（物品出納員）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
本部	財務経理課長	物品の購入及び保管を担任する所属職員のうち経理責任者が指定する職員	物品（病院で所管するものを除く）の出納及び保管
病院	経営企画課長	経営企画課の職員のうち経理責任者が指定する職員	病院で所管する物品の出納及び保管